

産業体制における農業組織

神谷 一夫

一、はじめに

——所有の体制から技術の体制へ——

二、農業組織のシステム論的把握

三、産業体制における農業組織

(一)、産業体制下における村落組織の適応

(二)、村落内の農業組織

(三)、村落外の農業組織

(四)、村落内農業組織と村落外農業組織の

連絡関係

四、結 び

一、はじめに

——所有の体制から技術の体制へ——

まだ技術が未発達で個別的・特殊的な段階であり、自然や生産資源についての特別な権利としての所有が生産上の自然的有利をもたらす時代の社会体制を、前産業体制と呼ぶことにしたい。ここでは、技術が未発達であればあるほど、人人はその特権的資源の上に永続的に定着して右の性質を顕著にあらわすといえよう。

日本の村落社会は、そのような特質をそなえた体制内の組織の一例であったといえる。先祖代々、村落社会の中で暮らしてきている農家の人人は、生産における特別な権利たる資源（土地・田・畑・水・山林・原野

など)の所有を家産として、相互に尊重しあうことを、つまり、家々、村々が連合して土地所有を守ることを、もつとも基本的なルールとして承認し合い、維持しあつてきた。⁽²⁾

このような前、産業体制下の日本の農業においては、一般に農業組織の最小構成単位は、土地所有の単位である農家(川家産)であり、農業生産は「家(イエ)」という組織単位におこなわれてきた。なお、この「家」は、生産機能をはたしているだけでなく、生活の種々の機能をはたしている組織であるが、「家」のみで、生産・生活上のすべての機能が充足されているわけではない。家々が結合して土地所有を守りあう連結関係、いわば土地総有の主体ともいふべき「村落(ムラ)」が、「家」の上部組織の基本単位をなしていた。この生産における特別の権利たる土地資源の「村落」的総有が、土地の潜在的能力を十分に活用すべく、この土地総有の範囲の上に様様な農業生産組織を結ばせたのである。

このように農業の発展過程における前、産業体制下では、土地所有の意義が大きかった。前、産業体制のもとでは生産における格差は、持つ者と持たざる者の間に生じてくる。持たざる者は、持つ者に比して生産上において受ける利益が小さい。そのため、持たざる者は、その体制のなかで様様な創意工夫をすることによって、体制的格差の是正をはかろうとする。農業における前、産業体制から産業体制への展開は、全体社会の産業体制への発展ということもあるが、前、産業体制のなかで体制的格差是正をはかっていく努力、持たざる者の創意工夫の積み重ねによつてもたらされている。この持たざる者の創意工夫とは、産業体制における価値観の中心となる科学的知識にもとづいたより合理的技術の生産への有効利用ということである。

このように、農業において、自然のもつ優れた点(肥沃な土地、豊富な水、有利な位置など)を所有し利用して

いく生産体制から、利用しうる技術の一般化が進展し、その技術を利用した生産が重要さを増してくるにしたがつて、自然のもつ優れた点に依拠した生産は、その重要度を相対的に低下させていく。

この、技術を生産に重要視していく体制への農業の展開が、いわば農業の体制的発展といえるものであり、日本の社会全体が産業体制への方向をとる段階において、農業も、遅速はあるにしても産業体制への適応は必然的であった。

つまり、本稿で産業体制というのは、生産過程に技術の進歩を受け入れていくことが、社会の大多数の人々によって承認され、ルールとなっている体制のことである。⁽⁴⁾ この産業体制では、とくに、新しい技術の導入を能率化し、生産力を高めていくことを狙って、生産の規模拡大が強調された。

しかし、日本の農業はその展開過程のなかで、かならずしも、個別農家へ土地の集積が進み、大規模経営体制の確立する方向で産業体制に適応しえたわけではない。すなわち、日本農業では、個別農家の経営規模の拡大による産業体制への適応という展開過程がとられたのではなく、個別農家の規模の零細性はそのままでも、その零細経営の相対不利性を補うなにかがあつて、それによって規模の経済の有利性を獲得しえたものと考えられる。

この個別零細経営の相対不利性を補うものとして、本稿では農業組織（あるいは農業システム）の存在を指摘したい。つまり、産業体制に適合した農業組織のなかに、個別農家が組み込まれていくことにより、個別農家は、組織的規模拡大という形で産業体制に適応しえたと考えられるのである。

注(一) 北園正伸は、資本主義経済体制の比較的初期における体制的特質をつぎのようにとらえている。

「農業生産が国民総生産の主要部分を占めていた資本主義経済体制の比較的初期では、生産体制の長短所は主として私

的所有に現われるものだったといえよう。所有と非所有、つまり持つ者と持たざる者の間には、生産において非常に大きな体制的格差が生じた。土地利用産業としての農業では、生産資源のうちでも土地は格別重要であったから、土地所有に關して上の体制的格差は特に重要な意味をもっていたといつてよい。ここで所有の対象となるのは、生産における特別の權利であり、土地所有では特別に肥沃な土地や有利な位置を占めて耕作する權利をもっていることを意味した。「所有特に農家が土地を所有することに現われたこの体制の優れた点は、土地の潜在的能力を十分に活用し、一定の土地からあげる生産物量の最大が期待されるという点であり——『所有の魔術は砂れきを化して黄金となす』（アーサー・ヤング）——、一般に自作農創設や農地改革を推進しようとする際の基本的理念とされた。……ここでいう所有は、……用いることができる技術をもってしては、いかんともし難い生産上の自然的有利をもたらしつつある特別な資源の生産的所有を意味する。……こうした状況の下では、農業では工業と違って、一般に生産規模の不経済が現われると考えるのが普通であった」

（北園正伸「農家類型の展開方向」、磯辺俊彦編著『日本の農家』、農林統計協会、昭和五四年、二六二―三頁）。

本稿は、農業の体制的發展に關して、この北園論文から示唆をうけている。北園は前産業体制という用語を用いてはいないが、右の論文において北園が用いている前近代体制が、ここでいう前産業体制に対応するものと考えたい。

（2）東畑精一、神谷慶治『現代日本の農業と農民』（岩波書店、昭和三九年、三七二―四頁）では、生産手段である土地が、村落の総有として集団的に、また永続的に確保されるものとしてとらえられている。しかし、本稿では、土地の村落総有は、前産業体制における農業生産上の特徴であり、産業体制においては、土地の村落総有が否定されはしないが、生産に用いることのできる技術の一般化にともなつて、土地総有の農業生産に占める重要度は小さくなるものととらえている。

（3）土地総有ということは、村落の地理的範圍の土地を、村落社会全体で保有していることを示している（川本彰『日本農業の論理』、龍溪書舎、昭和四七年、一三八頁）。

（4）産業化に關しては、富永健一が産業化を「生産技術の進歩の過程」（富永『社会變動の理論』、岩波書店、昭和四〇年、二〇四頁）としてとらえているが、本稿でもこの考え方による。

二、農業組織のシステム論的把握

本稿では、産業体制における日本の農業組織の特徴と機能についてのべるのであるが、ここでは、その際の農業組織を把握する視点についてふれておく。

まず、ここで用いる農業組織とは、個々の農家が、自己の農業経営を効果的に運営し、経済的利益を高めていくために、他の主体との間に形成する種々の形の連結関係のことである。このように農業組織を定義すると、農業組織として考えられるものは、たとえば、田植における「ゆい」や道路や用水の共同作業などのような、村落内の農家による連結関係だけではない。農業協同組合や、土地改良区などの各種の農業団体、あるいはその連合体も含まれる。さらには、農業関係の企業体、自治体、農業研究機関など、直接的には、個別の農家は、これらの諸機関との結びつきの関係はないが、農業政策あるいは資金、技術、情報などの面での関連、つまり、意思決定の際にそれら諸機関の認識、評価をうけ入れるという関連をもっている連結関係をも、農業組織として含めることができる。

このように本稿では、農業組織をそれぞれの自己完結した組織として把握するのではなく、産業体制という一つの経済体制のなかで農業を運営していくために、それぞれの役割機能を担っている個々の主体が、それぞれのように結びついているのかということを中心に、組織を把握する。そのために、従来の組織の把握の方法におけるように、個々の集団の内部構造や内部機能の把握に重点をおくのではなく、集団と集団、あるいは個人と個人の結びつき方の把握に重点がおかれる。つまり、ここで用いる農業組織の概念は、単に一つの集団あるいは個人について農業組織という用語を用いるのではなく、農業に關係する諸組織、諸機関、集落、農家をも含めた連結関係の総称

として用いている。

なお、本稿では、村上・熊谷・公文『経済体制』の理論に示唆をうけつつ、農業組織を、それが一つの意思決定システムであるという点において把握し、農業組織を構成している諸集団間、あるいは個人間において意思決定をおこなう際の連結関係から、産業体制における農業組織の特徴を把握する。

ところで、意思決定の際の連結関係という視点から個人あるいは集団をみると、それぞれ自己をとりまく環境（社会経済環境あるいは自然環境）の動きを、自己のもつ認識能力にもとづいて把握し、自己のもつ知識基準にもとづいて解釈し、自己の価値基準によって判断をおこない、環境の動きに対するある実行を選択しており、それだけが、なんらかの意思決定をおこなう主体である。しかし、個々人や、集団が、それぞれの基準にもとづいて意思決定をおこない、行動をおこなっているだけではなく、個人がある集団に属したり、またある集団が、他の集団と協力関係をもったり、あるいは従属関係になったりする場合もある。その際に、個々人あるいは諸集団が、意思決定に関してどのように連結しているかという視点から接近するのが、本稿において農業組織の特徴を把握する方法である。

ところでこの連結関係には、①個別主体間において、相互に相手を環境と同じにみなす「弱い連結関係」⁽²⁾つまり「ある個別主体の他の個別主体への働きかけは、環境の変化の働きかけ以上の力をもたない」という関係、②他の主体の意思決定機能を代用したり併用したりする「強い連結関係」⁽³⁾、そして、③他の主体の意思決定機能にまで干渉の程度がおよんでいく「より強い連結関係」まで、大きく三つのタイプに分けて考えることができる。

①の「弱い連結関係」の場合には、個々の主体の意思決定における自主、自律性が尊重されており、個々の主体

はその意思決定に際して他の主体の意思決定の干渉をうけない。しかし、この「弱い連結関係」は、個別主体が、それぞれ相互に無関係に、孤立して存在しているのではなく、個別主体が相互に意思決定に影響を与える環境として存在していることを指す。したがって、ある個別主体の意思決定の結果が、他の個別主体の意思決定になんらかの影響を及ぼすとしても、個別主体間には意思決定に干渉する意図はなく、それぞれ意思決定の結果を、環境の動きとして把握しているところが、後に述べる強い連結関係とことなっている。

②の「強い連結関係」は、他の個別主体の意思決定システムの内部機能を利用する連結関係である。意思決定システムの内部機能には、「認識」と「評価」の二つの機能がある。また他の個別主体の意思決定機能のうち、一つあるいはそれ以上の機能のある個別主体が利用する場合、自己のもつ意思決定の内部機能を用いないで、他の個別主体の意思決定機能を用いる場合（「機能代用型」⁽⁴⁾）と、個別主体間の連結が、階層的な結合の仕方をなし、相互に機能をおぎないあっている場合（「機能併用型」⁽⁵⁾）とがある。とくに、個別主体の集まりがあり、そこに順序関係が与えられており、連結を示す方向が定まっている場合、認識機能あるいは評価機能について集権的である⁽⁶⁾という。

③の「より強い連結関係」は、個別主体が意思決定システムの中にそれぞれもっている認識基準、あるいは評価基準などを、他の個別主体が変えてしまう連結である。つまり、この「より強い連結関係」においては、個別主体の特性（個性）を形成している要素を変えてしまう⁽⁷⁾。例えば、農村に新しい集団を形成しようとする時、リーダーは、各農民が今までもっていた認識や評価についての基準を変え、認識や評価に関しての新しい基準を農民に与えることにより、連結関係の一体化をもたらしそうとする。したがって、現実の集団、あるいは連結関係を問題とするときは、しばしばこの「より強い連結関係」の形がみられる。

以上、社会システムの構成要素としての個別主体を意思決定主体という点から把握し、さらに意思決定システムの内部構造および意思決定システムの側面からみた個別主体間の連結の型について、村上等の理論にそって説明してきた。しかし、以上の意思決定システムのみでは、具体的な個別主体間の結合のあり方を説明するには不十分であるので、この点を公文俊平の「社会システム論」における、主体間の結びつきである「複合主体」⁽⁸⁾の理論に依拠しながら、現実の農業組織の連結関係の分析をおこなっていく。

ところで、主体間の連結関係は、上位主体への統合化の度合によって、あるいは、また結合関係の持続性の度合によって、次の三つのレベルの結合関係に区分される。

第一のレベルは、公文が「協働体」と呼んでいるものが形成される段階である。つまり複数の主体が「限定的で一時的な目的の共有と行為の相互調整をおこなっているにすぎない段階」⁽⁹⁾にある場合である。例えば、機械の導入のために数戸の農家が共同でそれを購入し、共同で利用する場合がそうである。したがって、機械の共同利用にみられるように、このレベルでの主体間の連結関係は、初期の共同の目的が達成されたり環境条件が変わったりして目的の共有が意味をもたなくなれば、その連結関係は解体してしまう。

第二のレベルは、公文が「同盟体」と呼んでいるものが形成される段階であり、「目的の共有と行為の相互調整とが多少とも持続的かつ広範に行なわれるにいたった段階」⁽¹⁰⁾である。ここでは、相互行為が、第一のレベルの場合よりも持続的であり、複数の主体間において、複合主体らしきものが形成されつつある段階である。そこには、「共有される目的や行為調整ルールの明文化」がなされる。それは条約とか協約、規約という形であらわされる。しかし、そこでは、個々の主体の一体感は、それぞれの要素主体のうえにあり、それぞれの要素主体が、上位の複合主

体の形成あるいは、上位の複合主体の中に組み入れられたという自覚はまだない⁽¹¹⁾。このレベルの例としては、共同作業・集団栽培・作業協定・品種の統一などがあげられる。

第三のレベルは「複合主体」が形成される段階である。ここでは「新たに形成された主体が要素主体にとつての上位主体⁽¹²⁾」であるという意識が、要素主体の間にもたれるようになる。このレベルにおいて要素主体は、複合主体の下位主体として自覚する。このレベルの例を、個々の農家あるいは村落内の農業集団と、全国段階の農業機関との連結関係においてみる事ができる。

注(1) 「主体というのは、認識・評価・行為について一定の独自のルールないしパターンをもつ存在であって、いわば自らの目的のために適切な行為を一貫して選択しているとみなしうる存在をさしている」(村上泰亮、公文俊平、佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』、中央公論社、昭和五四年、三二頁)。なお、本稿では主体の概念は村上等の定義による。

(2) 「弱い連結関係」というのは、村上等のいつている「0階の連結」に近い概念であるが、同じではない。村上等は、「0階の連結」を個別主体間の連結の型の一つとして用いているが、本稿では、村上等の概念に依拠しながら、個別主体の内部的機能のうち特に意思決定に關係する機能(認識、評価)を利用する連結關係について用いている(村上泰亮、熊谷尚夫、公文俊平『経済体制』、岩波書店、昭和四八年、三五頁)。

(3) 「強い連結關係」あるいは「より強い連結關係」は、それぞれ、村上等の「1階の連結」、「2階の連結」にそれぞれ近い概念であるが、同じではない。本稿では注(2)と同じく意思決定に關係する機能を利用する連結關係において用いている。

(4) 村上・熊谷・公文『経済体制』(岩波書店、昭和四八年)、三七頁。

(5) 右同書、三七頁。

(6) 右同書、四〇頁。

(7) 右同書、四八頁。

(8) 公文俊平『社会システム論』(日本経済新聞社、昭和五三年)、一二二頁。

公文は、複合主体とは、「複数個の主体を要素とする規則的、持続的な結びつきが、一個の全体を構成している……社会システム……」のうちで、……それ自体を一個の主体とみなすことが可能なもの」と規定している。本稿でも複合主体の概念を右の定義にしたがって用いている。

(9) 右同書、一二七頁。

(10) 右同書、一二八頁。

(11) 右同書、一二八頁。

(12) 右同書、一二九頁。

三、産業体制における農業組織

(一) 産業体制下における村落組織の適応

さきにもふれたように、農業組織の定義のなかには、ゆいや村落組織など前産業体制において農業組織の中心となつて機能していた連結関係も含まれる。

ところで、前産業体制にあつては、一般に農業組織の最小構成単位は農家であり、農業生産は、農家という生産主体によつておこなわれてきた。個々の農家は一つの生産主体として、それぞれの農家の所有あるいは自由に処理しうる資源（土地、労働、資本）をもとに、主体的に農作物を選定し、農業生産をおこなつていた。しかし、前産業体制にあつては、まだ、農業生産は自然に依拠する部分が大きく、農業技術がそれを克服するほどの進展をみせておらず、個々の農家が選択する技術の幅はせまかった。そのため個々の農家がそれ単独で、与えられた諸資源の範囲において農業生産をおこなつていくことは不可能であり、農家のみで充足されない農業生産上の諸機能は、農

家間の連結関係である村落組織において充足されていた。

いわば村落組織は、各農家が結合して土地所有を守りあう家々の連結関係であり、土地総有の主体ともいふべき、家々の上部組織の基本単位をなしていた。そして、生産における特別の権利たる土地資源の「村落」的総有が、土地の潜在的能力を十分に活用すべく、この土地総有の範囲の上に様様の農業生産組織を結ばせたのである。

以上のように、村落組織は、前産業体制において適応した連結関係であった。しかし、この村落組織は、全体社会の体制が、産業体制へと移行していく段階においても、農業を支える組織の一つとして機能していたところに、日本の農業組織の特徴がある。

すなわち、村落組織は、一面では、前産業体制の特質である資源所有の有利さを生かした生産体制が存続しつつ、その体制を支える農業組織の一つとして機能し続けると共に別の面では、産業化の進展によって生じてくる種々の技術を、生産過程にとり入れていく単位として有効に機能していたと考えられる。

いしかえると、産業体制下の村落組織は、村落内部においては、一面では、土地総有の主体としての機能を果たすと共に、また、別の面では村落外部の諸組織と結びつき、その諸組織と一体となつて、あるいはそれらの下部組織として技術の進歩を受け入れ、それをさらに農家の段階にまでおろしていく機能を果たしており、いわば、二重の機能を果たしていた。

したがって、産業体制下にあつて村落組織が機能している理由としては、村落組織が上位の種々の機関の下位単位として組み込まれていったことをあげることができる。⁽¹⁾例えば、明治政府による地方制度の確立の過程において、村落組織は、解体されるのではなく地方制度の中に組み込まれ、新しい行政体制の末端組織として機能した。⁽²⁾また、

産業組合の組織基盤として村落組織が位置づけられるという斎藤仁の説⁽³⁾がある。

このように、村落組織が行政組織あるいは産業組合などの機関の下部組織として位置づけられるということは、村落組織が、国あるいは政府を頂点とする行政組織体制の網の目の中で、役割分担をもつ組織の中の一つの構成要素として位置づけられることを意味する。

つまり、村落組織を一つの主体としてとらえれば、国の行政組織は、村落組織を要素主体⁽⁴⁾（あるいは下位主体）とした複合主体として把握しうる。このように、村落組織が国家という上位主体（複合主体）のもとに包摂されていく過程が、統合化の過程である。産業体制にある組織は一般に、国のようにそれ自体で一体性と自立⁽⁵⁾（律）性をそなえた主体、つまり複合主体と、一体性や自立（律）性の度合の低い主体との間で形成されるものが多い。

村落組織が、国の行政組織の下位単位として組込まれた理由の一つは、国の行政目標を推進するためである。しかし他方、村落の側、あるいは農民の側からの意味を考えると、それは、産業化という社会的経済的環境状況の変動の中で、土地所有にもとづいた一体性および自立（律）性を村落組織という主体だけでは保ちえなくなったことをあげることができる。つまり、それ単独では社会環境に適応していくことが困難であったことから、上位主体（複合主体）と結合することにより、その上位主体の意思決定機能（認識、評価）を併用あるいは代用することによって、産業体制へ適応していくことができたというところにある。

村落組織が行政組織との結合関係のみならず、例えば、農会あるいは産業組合等の下部組織として組み込まれていたのも、産業体制への適応のためであった。

しかし、こうしてそれぞれの下位主体となった村落組織は、もはや前、産業体制におけるのと同じ構造、同じ機能

をもつものではない。はじめにもふれたように、産業体制の特徴は、単位生産物当たり費用を節減するために、資本を蓄積し、生産の大型化を図ることが効果的であるような技術の進歩を生産過程に受け入れていくことが、社会の大多数の人々によって承認され、受け入れられ、ルールとなっている体制である。そのため、産業体制における村落組織は、産業体制のルールを受け入れ、実行していくという機能を發揮しうるような構造でなければならない。前、産業体制における時と、村落組織の構成範囲には、そう大きな差はないものと考えられるが、その組織の内部における結合原理およびそれにもとづく連結関係は大きく変わっている。つまり、前、産業体制における村落組織はまだ商品経済の浸透も本格化せず自給体制にあり、所有している資源を生産に有効に利用していくための、いわば所有保全を目的に組織化されており、外部の組織とのつながりはほとんどなかった。⁽⁶⁾これに対し、産業体制における村落組織は、生産過程に技術を有効に生かしていくことを目的に組織化されているため、常に外部の集団との間に連結関係が結ばれてきた。例えば、政府の農政の目標が生産力増大政策におかれており、政府が農業新技術の普及を通して生産力の増大をはかろうとする場合、各種の農業行政指導によって、その徹底をはかる。その際の政府と農家あるいは村落組織の連結関係は、「より強い連結関係」となる。いわば、農家あるいは、村落組織が今までもっていた伝統的な農業生産技術に対する価値観を変えてしまうというほどの強い連結関係である。村落組織は、新しい技術を受け入れ、それを農家に普及するために適した連結関係を形成する。⁽⁷⁾したがって、そこに形成される村落組織は、一体性あるいは自立（律）性をもつ主体としての村落ではなく、政府という複合主体の中に含まれた下位主体として、複合主体の意思決定の機能を代用し、それに依存していくことによって、産業体制に適應することができるような組織である。

このような複合主体の下位主体としての機能を、村落組織は、産業体制において、様々な複合主体と結合し、その下位組織となることによって、遂行してきたのである。

(二) 村落内の農業組織

村落内の農業組織としては、近隣関係や、本分家関係においておこなわれる「ゆい」、あるいは、共同作業などのように、村落組織内部だけでほぼ完結している閉鎖的な組織がある。しかし産業体制において、体制に適応した農業組織として機能するものは、単に村落内の集団として閉鎖的なものではなく、外部の諸集団諸機関との間に連結関係が保たれているものをあげることができる。まず、ここでは、産業体制の中における村落内の農業組織の特徴とその連結関係における問題点についてふれる。

村落内の農業組織には、さきに例としてあげた、「ゆい」、「手間替」あるいは「共同作業」などのように、その組織構成が、村落組織内でほぼ完結し、村落外の集団との連結関係がほとんどない農業組織がある。しかし、これらの農業組織が、農家にとって役に立ち、機能していたのは、前産業体制においてであり、農業の産業体制への適応にしたがって、それらの村落内の農業組織は、それ単独で機能するということは少なくなっていた。

産業体制において農業生産に成功をおさめるためには、近代技術の導入と資本蓄積への努力を可能にするような組織が必要である。つまり、村落内の農業組織単独で、近代技術の導入、資本の蓄積が可能であれば、村落内の農業組織が主体となった組織が形成されるが、それが不可能であればそれを可能にしうる組織を形成するか、それが可能な組織の下部組織となるからである。

それゆえ、農民は、個々の農家を基礎に、さらに村落内に農家全戸加入の組織を形成するか、あるいは、産業体制に適応しようとする農家の間で、村落内の農業組織を形成する。さらにその組織は、村落外部のより組織規模の大きい組織と連結する。そして、その大規模組織の下部組織となることにより、上部組織のもつ、近代技術に対する認識能力・評価能力、あるいは近代技術の導入の可否についての決定能力を利用することにより近代技術を生産に生かしていくことが可能となる。

この産業体制における村落内の農業組織は、特殊機能集団といわれるもので、例えば農事研究会という名称で呼ばれたり、果樹・野菜・酪農などの共同出荷組合という形で組織されている。これらの農業組織の特徴は、村落内で組織が完結せず、村落の外部の組織との連携の上に組織が維持されていることである。したがって、上部の農業組織との連結関係は「集権的」⁽⁸⁾構造をなしている。この連結関係が「集権的」であるというのは、意思決定システムの側面からいうと、組織を構成している個々の要素主体（農家、あるいは村落内の農業組織、市町村段階の農業組織等）の相互が連結している場合、組織の意思決定における「報告連結」⁽⁹⁾について、そこに順序関係が成立しており、下部のどの主体から報告が発せしても、最後に、常に同じ一つの上部の主体に報告が到達し、また「指令連結」⁽¹⁰⁾においても、順序関係があり、すべての主体について指令の出し手が一人だけ存在している場合のことをいう。

村落内の農業組織は、この「集権的」連結体の一要素をなしているといえる。このような主体間の連結状況をシステム論的にいえば、上部組織としての複合主体——例えば、村落内の農業組織を酪農組合とすると、複合主体としては、県段階あるいは、全国段階規模の酪農協同組合をあげることができる——の中の一要素主体としての村落内の農業組織は、上部の複合主体の目的達成に貢献するという役割、あるいは機能を果たす。

例えば、全国規模の酪農協に属する下部組織としての村落内の農業組織たる酪農組合は、全酪協が、牛乳の生産量を高めることを目的としているならば、その目的達成のために、生産牛を増やすとか搾乳率の高い牛の飼育にきりかえるなど、それぞれの役割を果たす。これに対して、複合主体としての全酪協は、個々の参加農家あるいは村落内の酪農組合に対して、新しい技術の指導あるいは新しい市場関係の情報を提供したり、さらには、社会的経済的な環境の変化に対して、上位の複合主体においてその変化に対する分析をおこない、一定の判断をなし、その情報を下部の農業組織に提供するなどの相互関係がもたれている。

勿論、この村落内の農業組織と全国段階の農業組織との連結関係には、様々な段階があり、階層的には、市町村段階規模の農業組織、県段階の規模の農業組織がある。

(三) 村落外の農業組織

以上にみてきたように、産業体制における農業組織は、近代技術を生産に有効に生かし、資本の蓄積をはかり、それを生産に合理的に投資することができ、また、農産物を有利に販売できるように、組織の規模の拡大がもたられている。そのため、従来の村落組織あるいは村落内の農業組織では産業体制に適応しえず、その組織構造の交換がもとめられていた。

産業体制の進展にともなって、農民の間からも新しい体制に適応しようとする組織体制の要求が生じてきたが、一方、政府は、農業を産業体制に早急に適応せしめるため、全国規模の農業組織の形成をおこない、村落単位の農業組織の全国規模組織への統合をはかつていく。⁽¹³⁾

その全国規模の農業組織の代表的な事例の一つとして、大日本農会をあげることができる。この大日本農会は、政府の勸農政策が、明治初年の「大農主義農業の勸奨から小農主義による在来慣行農法の基本に立ち、これに改良主義的、個別技術的に西洋の科学的農学を加味する方向に転換してゆく」⁽¹⁴⁾、その転換の過程において成立した（明治一四年）。成立時における大日本農会の構成は、東洋農会と東京農談会が中心となり、全国の老農を動員し、全国各地の農談会をも包括するものであった。そして、大日本農会自体は、政府の機関ではなく民間団体であったが、会頭に皇族をおき、幹事以下主だった役職は農商務省の勸農関係の官僚で構成されており、農務局の勸農方針を、民間に伝達する機関であった⁽¹⁵⁾。大日本農会の会員は、地主が中心であり、各地に支会が形成されたが、支会の解散も頻りにおこなわれ、会員数に急激な増加はみられず、全国の農家が組織化されたわけではなく、その活動はしばらく停滞し、やがて、中央組織としての機能を系統農会を推進する全国農事会にゆずる⁽¹⁷⁾。

つまり、この初期の大日本農会にみられる連結関係は、いわば集団間、機関間において相互に意思決定機能を代用あるいは併用する「強い連結関係」であり、かつ上位主体への統合の度合は、第一のレベル（協働体）か、第二のレベル（同盟体）程度であり、まだ、第三のレベルの複合主体を形成する段階までにはいたっていなかったといえよう。

各府県の郡段階・町村段階に形成され、農談会、農事会、興農会などの名でよばれていた農事改良の組織は、明治三年の農会法実施前頃から、各府県で系統農会組織を結成していく⁽¹⁸⁾。系統農会の全国規模の組織の中心となつたのは、全国農事会であるが、明治四三年の農会法の改正により、各府県の農会の中央機関として、帝国農会の設立をみる⁽¹⁹⁾。

この帝國農会の設立により、町村段階までの各地の農会が統合されたが、すべての農家がこの農会組織に加入していたのではない。町村段階の農会に、有志が加入していたにすぎない。そのため、町村段階の農会組織はその活動が不振であり、集落単位の農会組織の要望も出てきていた。⁽²⁰⁾しかし、実際に、集落が単位となつて農業組織の機能を發揮するには、大正中期以降（大正七、八年、大正一三、四年）の農家小組合の指導奨励による普及をまたなければならなかった。⁽²¹⁾

ところで、農家小組合の上部組織としては、県段階あるいは全国規模の農会のみではなく、行政機関としての道府県、あるいは市町村がその機能をはたしたり、その他、産業組合、養蚕組合、畜産組合、製米・麦酒・製粉・製酪等の産業資本が、上部組織として農家小組合と結びついていた。このように、村落内の農業組織、あるいは村落組織が上位の農会、県あるいは市町村の行政組織、産業組合などと結びついて、その活動機能が動き出すのは、上位の農会、行政、産業組合などの農業組織が整備され、その機能が活動をはじめる大正期以降である。⁽²²⁾

産業体制の初期の段階においては、技術修得のための集まりである農談会や、それが行政単位（郡、町村）に組織化された農会、あるいは、当初技術の改良を目標として設立された養蚕組合、養鶏組合、酪農組合など、種々の農業組織が形成されていたが、それらの農業組織は、それぞれの目標もまた規模もことなるため、それらを系統的に組織化することは困難でもあり、また当初は、農業組織の系統的組織化の必要もなかった。

しかし、産業体制の進展にともなつて、それらの農業組織自体の目標も変わり、組織の変更がもたられてくる。例えば、養蚕組合を例にとると、明治二四、二五年頃から各地に設立されてくるが、当初の組合の設立の目標は養蚕技術の改良のために、養蚕教師を雇い入れることにあつたが、次第に共同販売に重点がおかれるようになり、有⁽²⁴⁾

利な共同販売をおこなうために、まゆの品質を統一し、蚕種の共同購入、稚蚕共同飼育をおこない出回り期を一度にすることを目的とした組織へと、その連結関係を変換してきている。これがさらに、特定の製糸業者と一定条件のもとに供繭契約を結ぶ、特約取引の取引単位になってくる。

このように、従来、農談会、農会などの農業組織は、それぞれ地域に存在し、地域に適した農事改良の技術の導入を試みていたが、単に地域に適した特殊な技術の改良だけではなく、より一般的な、科学に基づく技術⁽²⁵⁾を組織的に導入し、組織に加入の農家全戸が同一技術で農業生産をおこなう体制を必要とする事態になってきていた。

村落内の農業組織を下部単位とする農業組織が確立されてきた段階において、この上部組織としての農業組織がいかなる役割を担い、また、いかなる連結関係をもち、全体の農業組織の維持存続をはかっていたのであろうか。

この点に関して、系統農会としては、日本でもっとも早期（明治二四年）に設立された、京都府農会の事例⁽²⁶⁾をとりながら、上部組織としての農会の特徴およびその連結関係についてふれていく。

(1) 京都府における明治初期の有志農会

桑原正信は、その論稿「京都府農会の成立」において、明治初期の有志農会の成立の特質を、「府下の農民がこの暗中模索を個々バラバラではなく、或いは部落において、或いは村において、或いは郡において、とにかくその形態は多様であるにしても、一つの組織或いは団体を形成してこれに向かったという点である⁽²⁷⁾」ととらえている。このように、当時の有志農会は、官僚による洋式勸農政策が失敗し、その後に出てきたいわゆる老農農法もその非科学性が批判され、それにも新しい事態への道を見い出しえなかった農民達が、官僚の力によらず自主的に結成していった組織である。この、まだ系統的に組織化もされず、その名称すら様様であった下からの農業組織は、明治

三〇年頃から結成されてきたとされている。⁽²⁸⁾ 明治二五年の京都府農会への届出のあった有志農会は一八五町村とされているが、実際はこれよりもはるかに多かったといわれている。⁽²⁹⁾ また、その名称も「農会」という名称にはまだ統一されておらず、農事会、勸農会、振興会、同志会など、それぞれの有志農会の特徴をそなえたものとしての名称⁽³⁰⁾がつけられていた。

ところで、この有志農会の目的は農事の改良振興であり、その中心は稲作であった。桑原の「京都府農会の成立」によると、郡農会規則のうちもつとも古い明治二四年一月二七日制定の熊野郡農会規則⁽³¹⁾には、その第四条に「本会ハ農事ノ弊害ヲ矯正シ其改良ヲ図ルヲ以テ目的トス……」として次の九項目があげられている。

「一、農事試験場ヲ設ケル事

一、種苗交換会農談会品評会開催ノ事

一、利水及排水ヲ図ル事

一、米質並ニ米麦ノ仕出方及俵拵改良ノ事

一、農具肥料等共同購入及農産物共同販売ニ関スル方法設定ノ事

一、害虫駆除ノ事

一、勤勉貯蓄ノ事

一、郡内農事統計調査ノ事

一、各地農会ト気脈ヲ通スル事」

桑原によると、実際の農会の活動の中心となっていたのは初めの六項目であり、主に技術改良に重点がおかれて

いたものと指摘している。したがってその技術改良の中心原理は伝統的技術でも、また老農の指導による経験的技術でもなく、「農事試験場ヲ設ケル事」という項目にみられるように、近代科学理論にもとづいた近代技術であったということが出来る。

ところで、この有志農会の活動は、一つは京都府の南山農事会のごとく、南山農事会雑誌を発行し、農民の農業知識の向上を図ることなど農民に対する啓蒙的活動であり、一つは農業技術の改良活動であった。この活動は種苗の交換または頒布⁽³²⁾であり、有志農会が自ら優良種苗の選出をおこない、それを農民に頒布することであった。また有志農会の農業技術改良活動の一つは、稲作の巡検指導⁽³³⁾であった。これは、農会で巡検委員を設け、圃場において農民を指導し、農民と研究懇談をおこなうものであった。

しかし、個々の有志農会の組織の規模は町村の範囲であり、もし有志農会の啓蒙的活動や指導が、伝統的農業知識や伝統的な農業技術の普及であれば、それぞれの有志農会は、それぞれの地域の自然条件・土地条件に適した農業の知識、農業技術の普及あるいは指導をおこなうことでその機能を十分に果たしているはずである。

ところが有志農会は、近代科学にもとづいた近代技術・近代農業知識の普及、指導をおこなうことを目的としていた。そのため単に町村範囲の有志農会として孤立し、他の農会あるいは上位の機関と無関係に存在して、規模の小さな有志農会にとどまっていたは近代科学知識、あるいは近代農業技術を認識し評価し、何を受け入れ、何を受け入れる必要がないかの選択をする能力に乏しく、機能を十分に果たすことはできない。ここに、各有志農会が統合し上部組織を形成し、農業組織規模の拡大をはかると同時に、上部組織と下部組織とに分かれることにより機能分化をはかっていく体制を形成していく原因がある。

(2) 京都府農会の成立——有志農会の統合——

京都府における有志農会の統合は、まず明治二〇年代の初めに郡単位におこなわれ、各郡に村単位の有志農会の連合組織としての郡農会が結成されていった。⁽³⁴⁾

各郡に郡農会が設けられると、さらに府段階の農会組織が明治二十四年に設立された。このようにして、京都府の農会組織は府農会を上部組織とし、郡段階および町村段階の農会を下部組織とする統合的組織体制として結成された。⁽³⁵⁾ 各郡農会は各町村段階の農会を構成単位とし、府農会は各郡段階の農会を構成単位として運営されていた。

さきにみた有志農会は、その設立において行政の指導奨励による力が大きかったが、その設立の中心となったのは地域に在住する地主であり、まだ農民サイドの自主的組織としての性格は強かった。⁽³⁶⁾ しかし郡農会・府農会になると、行政の指導によるというよりも行政上の目的からの組織化の要請があり、その設立過程においては、行政の主導性が発揮された。⁽³⁷⁾ これは当時の行政が、農民に効果的・能率的に農業技術の改良・農業知識の普及をはかるために、農民の間に自主的に結成されてきた有志農会を郡・府段階に系統化したものといえる。⁽³⁸⁾

この農会組織は、行政指導の上から産業体制の中にそれに適応できる新しい農業体制を確立していくためのものでもあった。しかし、さきの有志農会のところで述べたように、町村段階規模の有志農会組織は組織の規模が小さく、科学的知識にもとづいた農業技術・農業知識、あるいは農業全体の状況、経済の動きなどの種々の知識・情報を認識し、評価し、選択する能力に乏しい。そこで農民の側においても、産業体制のなかで適応していく上において科学的知識にもとづいた農業技術をつくり出す農事試験場をもち、種々の社会的経済的状況を認識し、評価・選択する能力をもちうるような規模の組織を必要としており、その組織の中に含まれ、組織に依存することによって

こそ、産業体制のなかで農業として適応していく条件を保持することができ。そのためには農民（特に地主）の間において、府県段階、あるいは全国規模の農会組織が必要とされていた。⁽³⁹⁾

府農会の主なる事業の一つは農事試験であつた。⁽⁴⁰⁾ 府農会は創立と同時に試験場と土壤・肥料分析をおこなう分析場を設け、農事試験をはじめている。そこでは綿・藍・陸稻・玉蜀黍・煙草・菜豆・馬鈴薯・麻・胡麻・小豆・大豆・水稻などの作物の種類試験、施肥法試験、化学肥料試験がおこなわれていた。特に水稻に関しては、種類試験・萎縮病試験・虫害試験・肥料試験・苗代肥料試験・秧数並に株数試験・深挿試験・灌漑試験など様様な試験がおこなわれた。

農事試験は、郡農会においても試作場が郡内の各地に設けられ、経営は郡農会が責任をもち、技術指導は府農会の巡回教師、府農会の試験場がおこなっていた。さらに町村農会の段階においても試験田が設けられ、⁽⁴²⁾ 種類試験や肥料試験がおこなわれていた。このように府農会の農事試験場を頂点とし、郡農会段階の試作場、村農会段階の試験田を下位単位とした、科学的農法にもとづいた試験がおこなわれ、その普及をはかるための組織体系が設立された。⁽⁴¹⁾

府農会の主な事業の他の一つは農事改良の啓蒙および指導である。⁽⁴³⁾ 農業の技術指導に関しては、府農会の試験場長および分析場の主任は試験研究に従事するとともに、郡農会あるいは町村農会の指導をおこなっていた。

また、啓蒙事業としては農産物の品評会がおこなわれ、その第一回の共進会は明治二十七年に催されている。この共進会をおこなうために、明治二十六年の府農会の通常総会において「府農会第一回農産共進会規則」、「郡農産品評会要項」、「町村農産品評会要項」⁽⁴⁴⁾「同審査法」等が決定されている。共進会は、府段階の会へ出るための予選をおこ

ない、「要項」にしたがって町村農会の品評会・郡農会の品評会を開いている。

府農会は以上の事業の他に『京都府農会報告』を刊行し、試験場の試験成績および府下の農業の全般に関する状況を下部の農会あるいは農民に周知させることを目的としていた。このように、府農会は試験場をもち、その試験成績を下部の農会を通して農民に伝達すると同時に、試験も一貫した構想のもとに府農会試験場・郡試作場・町村の試験田でおこなう組織体系を整えていた。

府段階の農会組織の設立過程は以上のごとくであるが、さらに全国的にみても村落外の農業組織としての農会の設立およびその確立過程は、明治二〇年代の有志農会にはじまり、明治三二年の農会法の制定によってほぼ全国段階規模において、統一的な制度にもとづく農業組織としての農会が成立した。

(四) 村落内農業組織と村落外農業組織の連結関係

村落外の農業組織の一つとしての農会組織は、明治四三年、四六道府県農会を会員として設立された帝国農会をもって完成した。その組織の規模は、四六道府県農会の外、郡農会五六一、市農会三四、町村農会約一万二千であり、沖縄県全部と特殊な地方を除いてほぼ全国的規模に広がっていった。村落外の農業組織としては、組織的に規模が広がり帝国農会を組織のセンターとする認識機能および評価機能について集権的な組織体制、つまり複合主体が形成されていく。

しかし、このように上位の農業組織として帝国農会は形成されたが、その設立当初は、それと農家、農民、あるいは村落の農業組織との連結関係は、必ずしも明確な位置づけがなされていなかった。⁽⁴⁵⁾ 系統農会が、村落単位の農

業組織として農家小組合⁽⁴⁶⁾あるいは農事実行組合を村落單位に組織化することを、全国規模で積極的に指導奨励し始めるのは、大正中期以降である⁽⁴⁷⁾。なお明治二〇年代からすでに、村落單位の農会組織の設置の奨励をおこなっていた県はいくつかある⁽⁴⁸⁾。明治二九年には鹿児島県において、村落單位の農会組織（鹿児島では小組合と称していた）の奨励について統一的指導の方針を示しており、岡山（明治三七年）、鳥取（同四二年）、埼玉（同四三年）、茨城（同四四年）等の県においてその奨励がなされている⁽⁴⁹⁾。このように、村落單位の農会組織の存在は主として上位の農会組織による農家、農民の指導管理の強化の方策の一つとしておこなわれている⁽⁵⁰⁾。すなわち村落組織は、農会組織の低位單位となることによって、農業生産技術、農業機械あるいは施設の農家、農民への浸透をおすすめていくのに寄与した⁽⁵¹⁾。

村落單位の農会組織である農家小組合の成立は、さきにも述べたように明治二〇年代にもみられたが、一般に広まるのは明治三〇年以降であり、主として県や県農会などの指導によって成立している。農家小組合は實質的に村落を基盤としており、当然その村落を構成している社会關係のあり方によって規制されていた。農家小組合には村落の地主、自作、小作が含まれており、組合の中心的な指導層は、在村中小地主あるいは自作上層農家であつた⁽⁵²⁾。

農家小組合のおこなっていた事業は様々であるが、その多くは「農事の改良」を主眼としたものであり、農業生産を維持していく上における総合的機能をもつものであつたが、中には柑橘会、果樹会、養鶏組合などの事業を中心に組織されているものもある⁽⁵³⁾。このように農家小組合は、地域によって様様な事業を目的とし、様様な構成主体のもとに成立している。とくに、それらの農家小組合の設置奨励は明治三二年の農会法および農会令の公布以来、農会によっておこなわれ、農家小組合が各地に設立されてきた。それ以降農家小組合は農業生産技術の改良に関し

て上位農会の指導単位あるいは実行機関として位置づけられるようになる。

注(1) 前産業体制下でも村落は行政の下部組織であった。しかし、前産業体制下の村落は、商品経済が浸透してきたとはいえ、まだ自給生産的であり、村落それ自体で、自立的な存在であった。したがって、行政組織との結合関係も経済的な連結関係ではなく、いわゆる経済外的強制による結合関係であった。

(2) 菅野正『近代日本における農民支配の史的構造』(御茶の水書房、昭和五三年)、五九～六〇頁。

(3) 斎藤仁「農村協同組合の組織基盤としての村落」(『農村研究』四四号、昭和五二年)。

(4) 公文俊平『前掲書』、一二二頁。

(5) 右同書、一二三頁。

(6) 先の注(3)にもふれたように、経済外的強制による、いわば否定的な行政との結合関係が存在していた。

(7) 菅野正『前掲書』、一四六頁。

(8) 村上・熊谷・公文『前掲書』、四一頁。

(9) 右同書、四〇頁。

(10) 右同書、四〇頁。

(11) 公文俊平『前掲書』、一二四頁。

(12) 農談会あるいは勸農会などと呼ばれている集団の形成(小倉倉一「明治前期農政の動向と農会の成立」『日本農業発達史 第三巻』、中央公論社、昭和二九年、二六二～二七八頁)。

桑原正信「京都府農会の成立」(『日本農業発達史 第三巻』、四〇三～四一九頁)。

(13) 農会、産業組合、農業協同組合等。

(14) 小倉倉一「前掲論文」、二七八頁。

(15) 右同論文、二八〇～二八四頁。

(16) 右同論文、二八七頁。

(17) 右同論文、三六七頁。

- (18) 右同論文、三六八～三六九頁。
- (19) 右同論文、三八四頁。
- (20) 小倉倉一「農政及び農会」(『日本農業発達史 第五卷』、三九二～四〇〇頁。
- (21) 小倉倉一「農家小組合及び農会の活動」(『日本農業発達史 第八卷』、四一八頁。
- (22) 右同論文、四二九頁。
- (23) 井上晴丸「日本資本主義の確立と農業」(『日本農業発達史 第四卷』、一〇四頁。
- (24) 井上国雄「畑作における商業的農業の展開」(『日本農業発達史 第七卷』、一〇二頁。
- (25) 安田健「明治期における官府の稲作指導」(『日本農業発達史 第五卷』、九四～一一〇頁。
- (26) 桑原正信「前掲論文」、三八九頁。
- (27) 右同論文、四〇二頁。
- (28) 右同論文、四〇四頁。
- (29) 右同論文、四〇五頁。
- (30) 右同論文、四〇六頁。
- (31) 右同論文、四〇九頁。
- (32) 右同論文、四一五頁。
- (33) 右同論文、四一五頁。
- (34) 右同論文、四二〇頁。
- (35) 右同論文、四三八頁。
- (36) 右同論文、四三四頁。
- (37) 右同論文、四三四～四三五頁。
- (38) 右同論文、四三五頁。
- (39) 右同論文、四三五頁。
- (40) 右同論文、四四五頁。

- (41) 右同論文、四四六頁。
- (42) 右同論文、四五〇頁。
- (43) 右同論文、四五一、四五二頁。
- (44) 右同論文、四五三頁。
- (45) 小倉倉一「農政及び農会」(『日本農業発達史 第五卷』、三四八頁、三五一頁、三九五頁)。
- (46) 棚橋初太郎「農家小組合の研究」(産業図書株式会社、昭和三〇年)。
- (47) 小倉倉一「農政及び農会」(『日本農業発達史 第五卷』、三五一頁)。
- (48) 右同論文、三五一頁。
- (49) 右同論文、三五一頁。
- (50) 右同論文、三四八頁。
- (51) 小倉倉一「農家小組合及び農会の活動」(『日本農業発達史 第八卷』、四一四頁)。
- (52) 右同論文、四二六、四二七頁。
- (53) 棚橋初太郎『前掲書』、九頁。

四、結 び

産業体制における農業組織の特徴を、農会における集落段階の組織から、町村、郡、県、そして全国組織の体制が整備される大正期頃までの動きを中心にとらえてきた。ここでは、組織化における統合の意味と、そこでの問題点を指摘して結びとする。

全体社会が、前産業体制から産業体制へと移行していく過程において、農業においても産業体制への適応の動きはおこなわれた。

一つは、政府の指導による農業の産業体制への適応の方向である。これは、明治二〇年代末から三〇年代初めに

かけておこなわれてきた「殖産興業」政策の一つとしての農業生産力増大政策である。⁽¹⁾農会法は、この政府の「殖産興業」政策の一つとして明治三二年に公布されており、明治三四年には、山口・沖繩の二県を除いて県農会が全国的に設立され、農会組織は全国的な組織規模をもつものとして完成する。政府は、農会法を施行することにより各県・各町村の農会を系統化し、統合体制をとのえることにより、農会組織を通じることによって政府としての目標である農業生産力の増大のための政策、農業の技術指導をおこなっていく。その代表的なものが、明治三六年に農商務省から系統農会に対して出された「農産ノ改良増殖三闕スル論達」である。これは、それまでに出された稻正条植などの農事奨励項目の集大成されたものであり、⁽²⁾各府県・各地域いずれも知事を先頭に当局および農会によって励行されていく。このような政府の政策を實行していくためには、農会組織は各県・各町村の農会がそれぞれ独立して存在しているのでは不都合であり、系統化されていることが必要であつた。農会組織が集落の段階まで組織化されることによつて、上部の農会で決定されたことが、下部の集落段階において實行される体制ができあがつたことになる。⁽³⁾この農会組織体制の完成によつて、政府の「殖産興業」政策の一つとしての農業生産力増大政策は、農民・農家の段階まで浸透させることができ、一つの成功をみるにいたつてゐる。⁽⁴⁾

農業における産業体制への適応の動きとしての他の一つは、農民・農家の側における動きである。農民・農家（地主・自作・小作を問わず）も産業体制下にあつては、その体制へのなんらかの適応をはかり、農家経済を有利なものとする努力は常におこなわれていた。産業体制の初期において、農家の間で農談会あるいは集談会として形成されていた農家組織は、それが地主や地主を中心にした自作上層農家によつてリードされた組織であつたとしても、農民・農家の新しい産業体制へ適応しようとする動きであると理解しうる。農民・農家は、農談会と呼ばれて

いた農業組織を形成することによって、そこから新しい農業技術あるいは改良農業技術を知識として導入していった。しかし科学的知識にもとづいた農業技術はまだ未発達であり、農談会が形成された明治一〇年代においては、まだ土地の自然的優位にもとづいた農業が中心であり、農談会で指導、普及する技術は、日本の在来の伝統技術であり、農業技術を有効に用いて生産を高めるといよりも、自然的優位をもつ土地からいかに生産力を高めるかにあった。⁽⁶⁾したがって、農家・農民の産業体制への適応の動きは、農談会という農業組織を形成し農業技術の吸収をはかったが、その技術が伝統的なものであり、偶然的、経験的な技術であったため、新しい科学的知識にもとづいた技術および技術体系の農家への普及は、全国的規模において農事試験場が設置され、その技術体系が伝えられる組織体系としての系統農会の組織体系の完成する大正期にいたってからであった。

この系統農会の完成も、農民・農家の側からその組織化に対する要求・期待がなければできなかったものである。農会組織の集落段階までの系統化によって、上位の組織から統一的な技術体系がもたらされ、農民・農家はその統一的な技術を受け入れることによって、生産力増大政策に対応し、全国的規模において稲作の生産力は伸びていった。

本稿においては、主として産業体制における初期の農会の組織化の動きを中心に農民・農家が上部組織に統合され複合主体が形成されていく過程をみてきた。この農会組織の統合化の結果、稲作技術などは統一技術体系にもとづいて、全国的に農会組織を通じて農家にまでもたらされる体系ができあがり生産力増大政策は完成をみた。ただし、農会組織の統合化は主として、技術体系における統合化の過程であり、明治末から大正期以降に成立してくる産業組合、さらに終戦後に設立された農協組織の成立によって、単なる生産技術だけでなく、流通・金融・政策等

々、農業生産におけるあらゆる要素の組織化が進行し、農業組織の統合体制の形成がはかられていくのである。

つまり、以上のように、産業体制の展開過程のなかで、個々の農家は、村落を媒体として村落外の諸々の農業関係機関と、「強い連結関係」から「より強い連結関係」へとその結びつきを強めていき、また主体間の統合化においても、第一、第二レベルから第三レベルへと統合の度合を強め、結局、大日本農会の事例にみられるような複合主体の形成をもって、産業体制に適応しうる組織化は一応の完成をみたということができようであろう。

このような組織の統合化による意思決定の一体化と、体系化された技術の農家への浸透による生産力の増大は、一面では産業体制の成功であった。しかし他面、生産的收益に関しては、規模にもとづく新たな体制的格差を生じた。⁽⁷⁾ こうして産業化にともなう他の産業でも生じてくる問題が農業にもあらわれ、その解決をはかる様様な試みが生まれている。

それらの動きの中で、特に産業体制において相対的に不利な位置にある生産主体（小規模生産者、統合的農業組織に属さない生産者など）の動向、つまり、かならずしも生産力の追求という方向ではなく、様様な情報、知識を利用して消費者の多面的な欲求に 대응していく生産活動が注目される。北園正伸は、このような動きを、産業体制を超える新しい変革の萌芽として捉え、例えば「新商品の導入」、「良い値段で売れる商品の探求」など、消費者の要求に応える第三次産業的な農業のあり方を、その具体的な姿として推測している。⁽⁸⁾ これらの問題については今後の研究課題としたい。

注(1) 大鎌邦雄「解題、『殖産興業』政策と農会」(復刻『中央農事報 第2巻』、日本経済評論社、昭和五四年)、六頁。

(2) 小倉倉一「解題——明治期の米作に関する府県令とその歴史的意義——」(『日本農業発達史 第四巻』、七四一頁。

(3) 大鎌邦雄「大正期における農会と産業組合」(湯沢誠編『農業問題の市場論的研究』、御茶の水書房、昭和五四年)、三〇九〜三一〇頁。

(4) 右同論文、三一四頁。

(5) 川原仁左衛門編『岩手県農会史』(岩手県農会史刊行会、昭和四三年)、二五頁。

(6) 小倉倉一「明治前期農政の動向と農会の成立」(『日本農業発達史 第三巻』)、二七二頁。

(7) 北國正伸「前掲論文」、二六五頁。

例えば、生産技術から販売にいたるまで政府という統合的農業組織の指導、管理のもとにある米生産は、組織的生産規模の大きなものといえる。したがって米生産農家は、米生産以外の農家あるいは、統合的農業組織に属していない農家に比べて、組織に属することにより、その規模の経済的利益をうけ、相対的に有利な立場を占める。このように、規模により生産者間に生ずる格差を、体制的格差といっている。

(8) 右同論文、二六六〜二六七頁。

近年の農業の動きのなかにその例をあげてみよう。例えば、消費者の要求する安全な食糧を生産していくこうとしている有機農業経営農家、あるいは、年間を通じて野菜や果物などを生産する施設園芸農家の活動。また、地域単位の活動としては、下関市の消費者との間に産直をおこなっている下郷農協、あるいは、地域の農協で市場調査をおこない、消費者の要求しているものを見つけ出し、それを生産に結びつけていく体制をととのえつつある志和農協の動き、など。

(研究員)